

阿賀野市選挙管理委員会告示 第 26 号

令和4年7月10日執行の参議院新潟県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における阿賀野市の期日前投票所を公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第6項の規定により読み替えて準用される公職選挙法第39条の規定によりそれぞれ次の場所に設けた。

令和4年6月22日

阿賀野市選挙管理委員会
委員長 小林 壽英

期日前投票所	期日前投票所を設けた場所	設置期間
阿賀野市役所本庁 期日前投票所	阿賀野市役所1階 多目的ホール	6月23日から 7月9日まで
阿賀野市安田交流センター 期日前投票所	阿賀野市安田交流センター 1階多目的ホール	7月4日から 7月9日まで
阿賀野市立図書館 期日前投票所	阿賀野市立図書館1階 ギャラリー	
阿賀野市役所笹神支所 期日前投票所	阿賀野市役所笹神支所2階 ホール	

※ 時間：午前8時30分から午後8時まで